

# 日青協ニュース

## NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸入安全推進協会

東京都千代田区神田和泉町1丁目 12-16

末広ビル

電話 03(5833)5141

No.822

平成 27 年 3 月 20 日

印刷所 ニチエイプリント

## 食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成27年2月20日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

### 第1 改正の概要

農薬エチプロール、農薬エトキシスルフロン、農薬エトベンザニド、農薬エポキシコナゾール、農薬動物用医薬品及び飼料添加物オキシテトラサイクリン、農薬キノクラミン、農薬シアゾファミド、農薬ジメトモルフ、農薬スピネトラム、農薬スピロメシフェン、農薬テブフロキン、農薬ハロスルフロンメチル、農薬ピフルブミド、農薬プロパモカルブ、農薬プロピコナゾール、農薬プロピザミド、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ペンチオピラド、農薬メタラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準が設定されました(別紙を参照して下さい)。

### 第2 施行・適用期日

原則として、改正後の基準は、公布日から施行されます。ただし、残留基準値を改正するものうち、基準値がこれまでより厳しくなるものについては、平成27年8月19日まで従来の基準が適用されます(詳細は別紙を参照して下さい)。

### 第3 農薬等の残留基準に関する事項

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法に基づく農薬ピフルブミドに係る新規農薬登録、農薬エチプロール、農薬オキシテトラサイクリン、農薬シアゾファミド、農薬ジメトモルフ、農薬スピネトラム、農薬スピロメシフェン、農薬テブフロキン、農薬プロパモカルブ、農薬プロピザミド、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ペンチオピラド及び農薬メタラキシル及びメフェノキサムに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われることとなっています。

通知の全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000075007.pdf>

別紙1(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載があったものを抜粋しています。)

エチプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.7
レモン	○ 0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.7
グレープフルーツ	○ 0.7	0.7
ライム	○ 0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.7
りんご	○ 1	1
かき	○ 0.2	0.2
マンゴー	○ 0.5	

エポキシコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
バナナ	● 0.5	1
アボカド	●	0.5

オキシテトラサイクリン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
みかん	○ 0.05	0.01
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.04
レモン	○ 0.2	0.04
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.04
グレープフルーツ	○ 0.2	0.04
ライム	○ 0.2	0.04
その他のかんきつ類果実	○ 0.2	0.04
りんご	○ 0.2	0.05
日本なし	○ 0.2	0.05
西洋なし	○ 0.2	0.05
もも	○ 0.2	0.05
ネクタリン	○ 0.2	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.2	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.05
うめ	○ 0.2	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	
キウイ	○ 0.2	0.03
パパイヤ	●	0.05
マンゴー	●	0.05

シアゾファミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
もも	○ 0.3	0.3

シアゾファミド(殺菌剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ネクタリン	○ 1	1
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
パパイヤ	○ 0.5	0.5
その他の果実	○ 1	1

ジメトモルフ(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	○ 0.5	0.5
みかん	○ 0.5	0.5
いちご	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 10	5
パイナップル	○ 0.01	0.01
その他の果実	○ 1	1

スピネトラム(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
メロン類果実	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.7
グレープフルーツ	○ 0.7	0.7
ライム	○ 0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.7
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.5	0.5
いちご	○ 2	2
ラズベリー	○ 0.8	0.8
ブラックベリー	○ 0.7	0.7
ブルーベリー	○ 0.5	0.5
クランベリー	○ 0.01	0.01
ハックルベリー	○ 0.2	0.2
その他のベリー類果実	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	○ 0.3	
バナナ	○ 0.3	0.3
パパイヤ	○ 0.3	0.3
アボカド	○ 0.3	0.3
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 0.3	0.3
その他の果実	○ 0.5	0.2

スピロメシフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	
グレープフルーツ	○ 2	
ライム	○ 2	
その他のかんきつ類果実	○ 2	
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 2	2
クランベリー	○ 2	2
その他のベリー類果実	○ 2	2
ぶどう	○ 10	10
その他の果実	○ 0.5	0.5

ハロスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
ラズベリー	○ 0.05	
ブラックベリー	○ 0.05	
ブルーベリー	○ 0.05	
クランベリー	○ 0.05	
ハックルベリー	○ 0.05	
その他のベリー類果実	○ 0.05	
その他の果実	○ 0.05	0.05

ピフルブミド(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	
メロン類果実	○ 0.2	
みかん	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	
グレープフルーツ	○ 2	
ライム	○ 2	
その他のかんきつ類果実	○ 2	
りんご	○ 1	
日本なし	○ 0.7	
西洋なし	○ 0.7	
もも	○ 0.2	
ネクタリン	○ 0.7	

ピフルブミド(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	
うめ	○ 3	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	
いちご	○ 1	
ぶどう	○ 2	
かき	○ 0.5	
その他の果実	○ 1	

プロパモカルブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	○ 0.5	0.5
いちご	○ 0.1	0.1

プロピコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	●	0.05
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.05	0.05
レモン	○ 0.05	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.05	0.05
グレープフルーツ	○ 0.05	0.05
ライム	○ 0.05	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 0.05	0.05
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
マルメロ	○ 0.05	0.05
びわ	●	0.05
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 1	1
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	0.05
ラズベリー	○ 0.05	0.05
ブラックベリー	○ 0.05	0.05
ブルーベリー	○ 1	1
クランベリー	○ 1	0.05
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実	○ 1	0.05
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	●	0.1
バナナ	○ 0.1	0.1
キウイ	○ 0.05	0.05
アボカド	○ 0.05	0.05
パイナップル	○ 0.1	0.1
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.05	0.05
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05

プロピコナゾール(殺菌剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
なつめやし	○ 0.05	0.05
その他の果実	●	0.1

プロピザミド(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.06
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.06
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.06
ネクタリン	●	0.06
あんず(アクリコトを含む。)	●	0.06
すもも(プルーンを含む。)	●	0.06
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.06
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.04
ブラックベリー	●	0.04
ブルーベリー	●	0.04
クランベリー	●	0.04
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.04
ぶどう	●	0.06
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 2	2
その他の果実	○ 1	

ペンチオピラド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 3	3
西洋なし	○ 3	3
マルメロ	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 4	4
あんず(アクリコトを含む。)	○ 10	4
すもも(プルーンを含む。)	○ 4	4
うめ	○ 10	4
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 3	3
ブルーベリー	○ 3	3
クランベリー	○ 3	3
その他のベリー類果実	○ 3	3
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 3	3
その他の果実	○ 3	3

メタラキシル及びメフェノキサム(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.7	0.7
みかん	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.7
グレープフルーツ	○ 0.7	0.7
ライム	○ 0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.7
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず(アクリコトを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 7	7
ラズベリー	○ 0.2	0.2
ブラックベリー	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 2	2
その他のベリー類果実	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 1	1
アボカド	○ 0.2	0.2
パッションフルーツ	○ 0.2	0.2

脚注

※ ○:平成27年2月20日施行

●:平成27年8月20日施行

- ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、オキシテトラサイクリンの項、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン(総和をいう。)の項、ピコザマイシンの項及びリンコマイシンの項については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
  - ・今回基準値を設定するオラキンドックスにあっては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであってはならない。
  - ・今回基準値を設定するジメモルフとは、ジメモルフ(E体)及びジメモルフ(Z体)の和をいう。
  - ・「干しぶどう」に設定されているジメモルフの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料(ぶどう)中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。
  - ・今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあってはスピロメシフェン及び4-ヒドロキシ-3-メチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン(以下「代謝物M1」という。)をスピロメシフェンに換算したものの和をいう。
  - ・今回基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-エトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニドをピフルブミドに換算したものの和をいう。
  - ・今回基準値を設定するペンチオピラドとは、農作物にあってはペンチオピラドのみをいう。
  - ・今回基準値を設定するメトラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類にあってはメトラキシル及びメフェノキサムをいう。
- 参考
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
  - ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
  - ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

## 青果物輸出促進に係る説明会

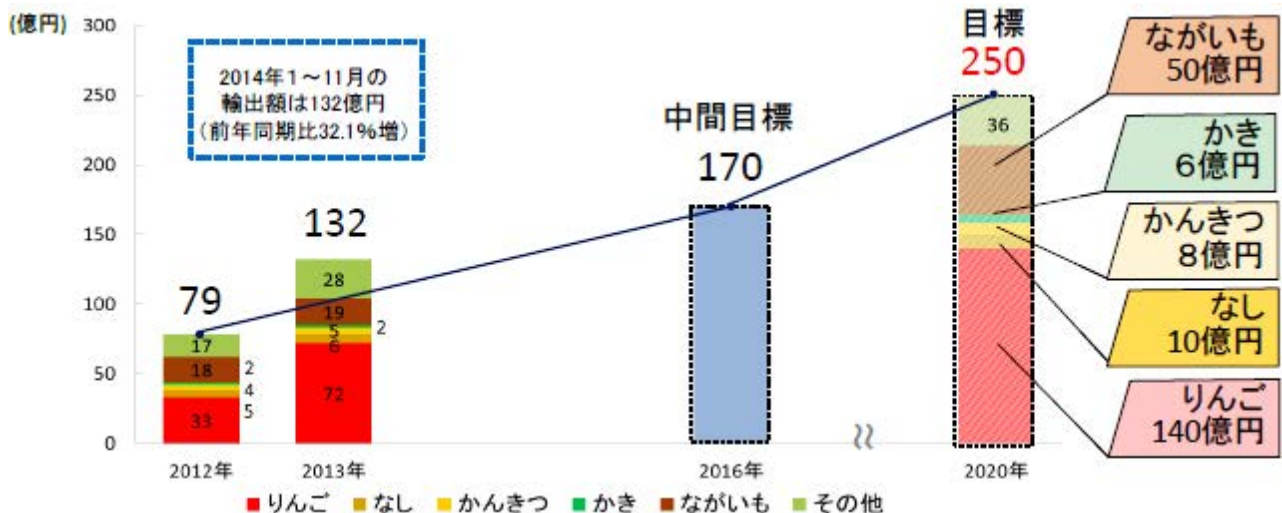
日青協ニュース前号、平成27年2月20日号No. 821に引き続き関連事項を掲載します。

資料2(抜粋)

### 青果物の品目別輸出戦略

2020年に青果物の輸出額250億円を達成するため、平成27年1月に各品目の輸出目標・重点国(下記)及び対応方向を定めた青果物の品目別輸出戦略を策定。

品目	輸出目標	重点国
りんご	140億円	台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア
なし	10億円	台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE
かんきつ	8億円	台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド
かき	6億円	香港、タイ、マレーシア、米国
ながいも	50億円	台湾、シンガポール、マレーシア、米国



詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/hinmo\\_seika.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/hinmo_seika.pdf)